

TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.37

「信用保証協会への業況報告」も
TKCモニタリング情報サービスにお任せください！

—令和3年6月のレベルアップで、『業況報告書』の作成機能を搭載—

■『業況報告書』ひな形

業 況 報 告 書									
顧客番号									
フリガナ									
顧客名	自動転記								
訪問記録	【訪問回数】 / 上半期・下半期								
	【最終訪問日】								
【最終訪問時の状況・気付いたこと】									
最近6ヶ月の月別売上	月	月	月	月	月	月	月	月	月
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
自動転記									
【売上の傾向】(増加 横ばい 減少)									
【売上の増減要因、無付発生、その他特筆すべき事項】									
特筆事項									
課題・今後の見通し等									
【課題、業績及び資金繰りの見直し等】									
取引状況	前送	千円	後送	千円	プロパー	千円	保証協会付	千円	千円
	(令和 年 月 日現在の残高) 単位:円								
金融機関コード	金融機関名: 担当者:								
連絡コード	電話番号: 自動転記								

信用保証協会への業況報告が必要な取引先(ゼロゼロ融資実行先)には、「月次試算表提供サービス」利用をお勧めしましょう！

「TKCモニタリング情報サービス」で月次試算表を提供している取引先は『月次決算報告シート』から月別売上を自動転記します。

■「TKC月次指標」(月次BAST) 新規提供予定のご案内	3
■TKC全国会創設50周年を迎えるにあたって—— 認定支援機関として「公共の福祉」に貢献し、 税理士の未来を切り拓こう!	4
会長講演 いまこそ問われる税理士の使命	6
TKC全国会会長 坂本孝司	

■関与先に中小企業施策をお知らせしましょう! (2)	12
TKC全国会中小企業支援委員長 増山英和	
■「TKC方式の書面添付」を標準業務として定着させ、 税理士の未来を切り拓こう!	16
TKC全国会書面添付推進委員長 濱田秀文	
■TKCモニタリング情報サービス活用事例	18
株式会社グレイス/税理士法人アクア	

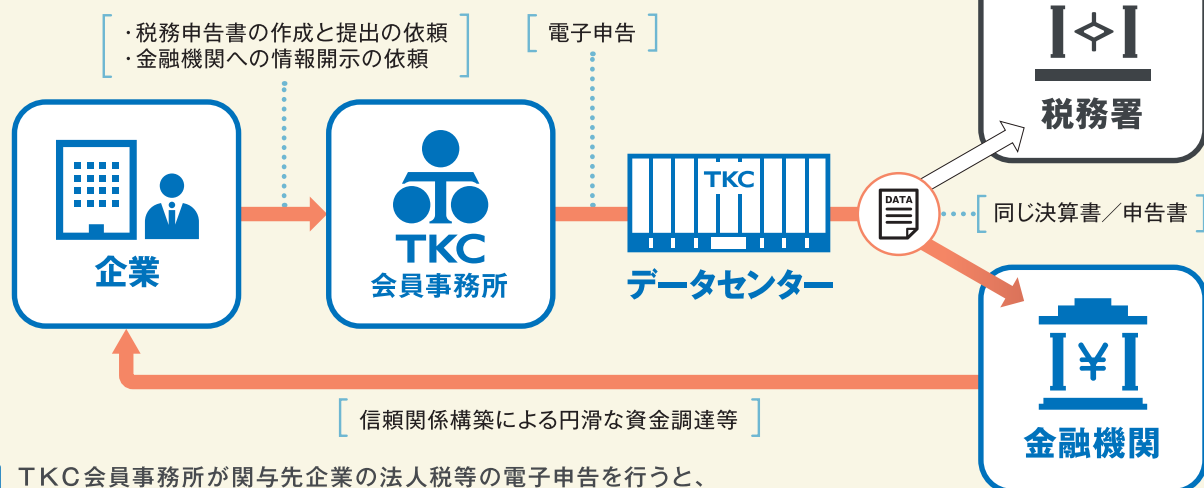
TKCモニタリング情報サービスとは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

◎決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

◎月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

◎【特許第6419378号】取得日:平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

◎【特許第6375425号】取得日:平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

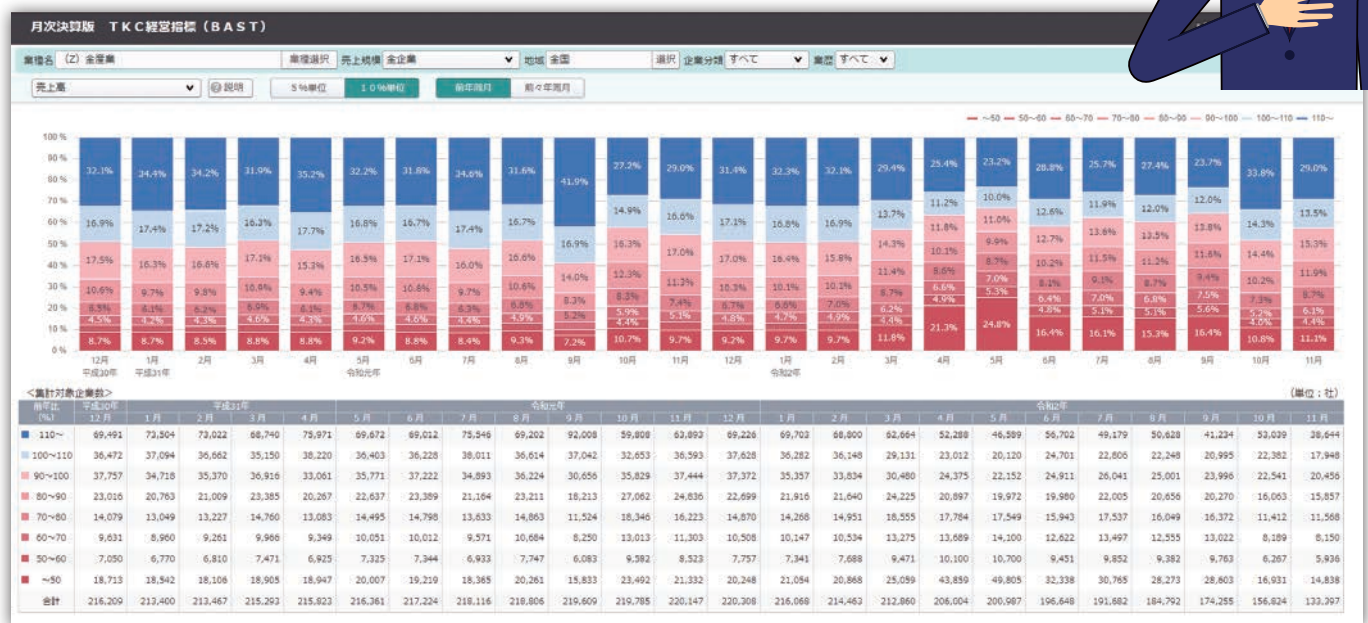
令和3年4月中旬
無償提供
開始

「TKC月次指標」(月次BAST)

25万社超の月次決算データから 地元経済の動向を把握

業種・年商区分ごとに業況を確認できます

これで地域企業への
支援策を検討できる!



「TKC月次指標」(月次BAST)

様々な角度から分析できます

- ◎ 業種 (99分類)
- ◎ 売上規模 (9分類)
- ◎ 地域
(都道府県または経済圏)
- ◎ 企業分類
(中小企業基本法の中小企業の定義)
- ◎ 業歴
(5年以下か6年以上)
- ◎ コロナ禍における売上高の推移
- ◎ 緊急融資による残高の増減
(現金、借入金)
- ◎ 借入金等の影響を除いた
本業での資金繰り状況
(経常収支比率)
- ◎ 自己資本比率の推移
- ◎ 本業で回復しているかを
確認する限界利益額及び
限界利益率
- ◎ コロナ禍における人件費や
労働分配率の推移
- ◎ 補助金等の影響を除いた
本業での利益
(営業利益)

年度版TKC経営指標をご利用の場合でも、別途利用申込が必要です。利用申込方法等の詳細は、TKCモニタリング情報サービスご利用金融機関様へ別途ご案内いたします (4月初旬頃予定)。
開発中のため、画面および提供日等は変更する可能性がありますのでご了承ください。

TKC全国会創設50周年を迎えるにあたって—— 認定支援機関として 「公共の福祉」に貢献し、 税理士の未来を切り拓こう!

photo. 小坂直樹

**大変革期のいま、
税理士の使命と覚悟が試されている。
公共心あふれる中小企業支援に全力を!**

令和3年のTKC全国会政策発表会が、集合形式での開催に代えオンラインで行われた。当日は、TKC全国会飯田橋スタジオと全国380カ所とを接続。TKC全国会理事会メンバー406名をはじめ、提携・協定企業や金融機関、マスメディア関係者等からも参加があり、総勢約500名が視聴した。

政策発表会に先立ち行われた第139回全国会理事会では、坂本孝司全国会会長の年頭挨拶に続き、「巡回監査士試験」優秀合格者表彰、第3ステージ単年度表彰（地域会・支部、委員会）が行われた。坂本会長が表彰状を読みあげ、各授賞者が画面で紹介されるスタイルがとられた。

続いて正副会長会を代表して、原田伸宏副会長（TKC関東信越会会長）が「TKC全国会第3ステージ2年目までの成果と最終年に取り組むべきこと」について発表。コロナ下においても、第3ステージ運動方針である「TKC方式の書面添付の推進」「TKCモニタリング情報サービス(MIS)の推進」「TKC方式の自計化の推進」へ継続的に取り組

み、かつ認定支援機関として経営助言業務を強化していく——との方向性があらためて確認された。

次いで飯塚真規TKC社長によるTKC報告が行われた。飯塚社長は冒頭、TISCで受託している財務処理月数が伸びていることを報告。「月次決算の数字をもとに、会員先生方が関与先企業様を支援されてきたことの証し」と述べ、①MISの推進②令和3年のTKCの支援策（経営計画の策定支援や「経営支援情報・資金繰り対策コーナー」をはじめとした最新情報の提供・会計事務所のDX対応）③FXクラウドシリーズのレベルアップ——について報告した。

休憩後、西村剛総務委員会委員長の進行により政策発表会がスタート。「いまこそ問われる税理士の使命」とのテーマで、坂本会長が講演した。坂本会長は独立性・公正性を堅持した税理士の使命とTKC会計人のあるべき姿を再確認するとともに、第3ステージ運動方針の徹底こそが「社会の納得」を得る方策であると強調。「大変革期のいま、我々税理士の使命と覚悟が試されています。認定支援機関として公共心にあふれた中小企業支援に全力を注ぎ、税理士の未来を切り拓いていこう!」と力強く呼びかけた。■



坂本孝司全国会会長



原田伸宏全国会副会長



飯塚真規TKC社長



西村剛全国会総務委員長



いまこそ問われる税理士の使命

◎TKC全国会会長 坂本孝司

『行動基準書』を正しく身につけ、「社会の納得」を得よう

本年8月、TKC全国会は創設50周年を迎えます。コロナ下という大変革期の中で50周年を迎えることになることは予期していませんでしたが、激動の時代だからこそ、我々税理士の本質と使命がより問われているといえましょう。

どうしても目先のことばかり考えがちになりますが、あえて数十年先を見据えて、あるべき税理士像をしっかりと見つめ直したい。50周年を目前に控えた今、そうした思いを強くしています。そして、次世代の税理士が「あのとき、諸先輩方の努力があったからこそ、関与先に喜ばれ、誇り高い税理士業務ができていく」と実感できるような輝かしい将来の実現を目指してまいりましょう。



まずは、我々税理士のあるべき姿を確認しておきます。幸いにも、すでにTKC会計人には、目指すべき理想像が「TKC会計人の基本理念（25項目）」に示されていますね。

II TKC会計人は、職業会計人としての使命感を自覚し、一切の国家機関、金融機関及び関与先等から、絶対の信頼と尊敬を受けるため、厳格な自己規制を自分自身に対して課してゆく、会計人の集団である。

一つひとつ紐解いていきますと、まず、「職業会計人としての使命感を自覚」とは、税理士法第1条にいう独立性・公正性を堅持することと同義です。また「一切の国家機関」とは、税務署や国税庁はもちろん、金融庁、中小企業庁、経済産業省などの中央省庁、そして国会も含まれます。つまり、「一切の国家機関、金融機関及び関与先等から、絶対の信頼と尊敬とを受ける」とは、換言すれば、「社会の納得」を得ることにほかなりません。そして、「厳格な自己規制を自分自身に対して課してゆく」ものとして1978年に制定されたのが、『TKC会計人の行動基準書』です。すなわち「社会の納得」を得るためには、『TKC会計人の行動基準書』の徹底遵守が必要不可欠ということなのです。

中には、ルールや規則は、自分を縛り、不自由にさせるものだと思っている方がおられるかもしれません。しかし、かつてヘーゲルが『法の哲学』で指摘したように、己の中にルールをすべて内包したならば、そのルールに拘束されなくなるのです。つまり、税理士法に加えて『TKC会計人の行動基準書』をすべて身につけて自分のものにできたならば、何にも囚われない、

真の「自由」を得た職業会計人になれるのです。

現に、大発展されている諸先輩方は皆、『TKC会計人の行動基準書』を事務所経営の柱に据えています。同書を事務所経営の王道、すなわち「成功のバイブル」と位置付ける所以がここにあります。ぜひ右顧左眄せず、『TKC会計人の行動基準書』の理解と実践に本年も励んでいただきたいと願う次第です。

アメリカドイツに倣い、今こそ自らの襟を正そう

そもそも、なぜ「厳格な自己規制」が自由業たる我々職業会計人に必要なのかといえば、洋の東西を問わず、職業会計人の自律強化と「社会の納得」とが表裏一体の関係にあるからです。

例えば、アメリカでは100年以上前から、社会一般、とりわけ金融機関からの信頼を得るため、公認会計士協会(AICPA)が自らの手で厳格な『行動基準書』(Professional Standards)を策定し、その徹底遵守を会員会計士に求めています。その結果、AICPAの社会的地位が向上し、金融機関からの納得も得られ、1966年にAICPAと全米金融機関との相互補完関係が確立しました(飯塚毅『TKC会報』巻頭言、1977年8月号)。現行の『職業専門家行動規程』(Code of Professional Conduct)には「会員は、公共の利益に奉仕し、公共の信託に応え、かつ、プロフェッショナルリズムに対する付託を自ら示す方法で、行動する義務を負わなければならない」(§0.300.030)と規定されています。

また、日本と同様に税理士制度のあるドイツでは、税理士法第57条第2項「職業上の一般的義務」において、「税理士は、職業上の業務以外においても、信頼及びその職業に要求する尊敬に値することを示さなければならない」という義務条項が定められています。つまり、税理士は社会から尊敬を受ける義務

があり、これに違反すると職業裁判によって処罰されるということです。このような断固たる法規範に支えられているからこそ、ドイツ税理士の社会的権威は高いのです。

現に、『TKC会報』2020年11月号に寄稿された飯塚真玄TKC名誉会長の論文によれば、ドイツでは、日本という「持続化給付金」の申請手続きは、すべて税理士・会計士等に依頼して行うことになったそうです。しかも、個々の企業の固定費によって受給額が変わり、申請した給付金が多すぎた場合には後日返還義務がある。これはつまり、すべて職業会計人が関与した会計帳簿の数値が基準となっていることを意味します。このような施策が実現できた背景に、ドイツ税理士に対する圧倒的な社会的信用力の高さがあることは、論を待ちません。

日本の税理士もかくあるべし。アメリカ・ドイツの例に倣って、自らの襟を正して、より一層の努力を重ね、税理士の社会的地位の向上を目指してまいりましょう。

書面添付を「正しい決算書・申告書」のシンボルに！

「社会の納得」を得るためには、自律強化とともに、具体的実践が重要になります。その具体的実践こそ、①「TKC方式の書面添付」の推進、②TKCモニタリング情報サービス(MIS)の推進、③「TKC方式の自計化」の推進——という、第3ステージ運動方針の徹底にほかなりません(次頁スライド1)。「TKC会計人ここにあり」と社会に提示し、税理士の業務が社会に正しく理解されるための努力を本年も続けてまいりましょう。とりわけ、運動方針の1番目に掲げている「TKC方式の書面添付」の推進は重要です。そもそも「TKC方式の書面添付」とは、赤字か黒字にかかわらず、租税法に従った正しい税務

II TKC全国会第3ステージ運動方針

「TKCブランドで社会を変える」ための運動方針

- ① 「TKC方式の書面添付」の推進
- ② 「TKCモニタリング情報サービス」の推進
- ③ 「TKC方式の自計化」の推進

「TKCブランドで社会を変える」とは

TKC会計人が実践している業務が社会に正しく理解されること

そのためにはTKC会員事務所の経営基盤の強化が必要です！

- 『TKC会計人の行動基準書』を理解し、実践しよう
- 「巡回監査士」、「巡回監査士補」を増大させよう
- 「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう

©TKC全国会 2021

申告の徹底、すなわち「租税正義の実現」を目指した取り組みです。コロナ下で、適正申告および租税法の遵守に対する社会からの関心が高まっています。それは、持続化給付金・家賃支援給付金等の緊急経済対策において、確定申告書や法人事業概況説明書等の税務関係書類の提出が必要とされたことと関係があるといえます。これは2020年にTKC全国政経研究会が行った提言運動の一つの成果ですが、税務関係書類には、①公法（public law）である租税法の罰則、②業法である税理士法による使命条項と懲戒処分、③税務署や国税局の調査等——という三つの強制力が働きます。したがって、税理士が資格をかけて作成した税務関係書類の透明性・信頼性は相対的に高いといえ、それゆえに「社会の納得」を得やすいのです。

先に述べたドイツ税理士のあり方を目指して、税理士・税務関係書類の活用についての世論を今後より一層喚起する必要がありますが、ありますが、その際にポイントとなるのが書面添付です。税務関係書類の透明性・信頼性を直接的に高める制度は、世界広しといえども、実は日本の書面添付制度しか存在しません。したがって、日本の税理士だけが実践可能な書面添付に積極的に取り組み、「正しい決算書・申告書」のシンボルが書面添付である——との認知を社会に広めてまいりましょう。

実績は手段。金融機関との連携に向けさらなるMIS推進を

「TKCモニタリング情報サービス」（MIS）の推進も、引き続き重要です。コロナ後を見据えて策定された金融庁公表の「令和2事務年度 金融行政方針」において、「地域の関係者（金融機関、支援協議会、保証協会、税理士等）が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、地域の支援態勢の実効性を確保して

いく」と記されました。金融庁が省庁の垣根を乗り越えて、金融機関と税理士との連携に言及してくださったことは大変重みがあります。これを契機として、各地で金融機関との実質的な連携が強化されていくことが期待されますが、金融機関と税理士をつなぐための重要なツールこそ、MISなのです。

2020年はMIS利用申込件数「24万5000件」という目標を掲げ、「25万6917件」という大きな実績を残すことができました。全国の会員・職員の皆さまはもちろん、TKCのSCGサービスセンターも一丸となって推進運動に取り組んでくださいました。積極的に推進してくださった皆さまに、深い敬意を表します。

この実績に慢心せず、ぜひ本年もさらなる利用申込件数の拡大に努めましょう。実績は手段です。MISは、地域金融機関と手を取り合ってコロナ禍に苦しむ中小企業を支え合うための手段なのです。皆さまの昨年以上の積極的な取り組みに期待しています。

「TKC方式の自計化」を推進し、優良な電子帳簿の圧倒的拡大を

先に挙げた「TKC方式の書面添付」の推進、そして「MIS」の推進の前提となるのが、「TKC方式の自計化」の推進です。加えて、先行きが不透明な今、「会計で会社を強くする」取り組みが最も重要となります。

なぜなら、経営改善の第一歩は、経営者自身が自分の会社の状態をきちんと把握することだからです。現状を把握し、業績管理をきちんとできているからこそ、今後の見通しや戦略が立てられる——。そうした理解が進んだからでしょう、去年1年間のFXシリーズの導入が伸びました。これはTKC全国会の

運動とTKCの方針が一致して、日本の中小企業をしっかりと支援したことの表れといえます。この良い流れを、本年も切らすことなく続けていくことが肝要です。

また、「TKC方式の自計化」の推進は、電子帳簿保存法（電帳法）改正とも無縁ではありません。平成10年に成立した電帳法は電子帳簿の訂正加除の履歴を残す、すなわちトレースabilityの確保を要件としており、これは飯塚毅博士の悲願でもありました。しかし、我々の努力が足りなかったのです。20年経って電帳法適用企業はあまりにも少なく、その結果、令和3年度税制改正大綱において、訂正加除の履歴要件を満たさない帳簿も電子帳簿として認める——との改正案が記載されたのです。これは誠に残念なことです。

一方、TKC全国会の取り組みを理解されている与党国会議員の皆さまのご尽力により、電子帳簿のあるべき姿について継続審議することが「検討事項」として記載されました（次頁スライド2）。TKCのFXシリーズは電帳法に完全準拠していますので、「TKC方式の自計化」を推進し、優良な電子帳簿の圧倒的拡大を目指しましょう。そして、あるべき電子帳簿のあり方を、世の中にしっかりと提示していただくではありませんか。

認定支援機関としての役割発揮は第3ステージ運動方針と合致

コロナ下のような経済環境の変化が著しい時期にあつては、認定支援機関としての役割発揮が社会から最も求められている——と私は再三、申し上げてきました。新聞報道によれば、2020年のGDP（通年）は4.8%減と、11年ぶりのマイナス成長となりました。したがって、認定支援機関として経営助言業務を強化していくことは、依然として重要課題の一つです。

V 「TKC方式の自計化」の推進 電子帳簿保存法



● 令和3年度 与党税制改正大綱（令和2年12月10日公表）

第三 検討事項

7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、正規の簿記の原則に従った帳簿の普及、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者の事務負担やコストにも配慮しつつ、記帳水準の向上、電子帳簿の信頼性の確保に向け優良な電子帳簿の普及を促進するための更なる措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について早期に検討を行い、結論を得る。

出典：自由民主党 公明党「令和3年度税制改正大綱」

電子帳簿のあるべき姿について継続して審議される。
**租税正義実現のため、優良な電子帳簿＝「TKC方式の自計化」を
圧倒的に拡大しよう！**

©TKC全国会 2021

そうした中、政府が認定支援機関の活用に着目していることは我々にとって大きな追い風です。例えば、令和2年度第3次補正予算で設置された「事業再構築補助金」についても、認定支援機関による事業計画策定が必須要件となりました。認定支援機関のほとんどは税理士なので、認定支援機関としての役割をしっかりと果たせば、税理士の存在感を発揮することができます。

ただし、新しいことを始める必要はないのです。というのも、あらためて認定支援機関の行う役割・内容を確認してみると（次頁スライド3）、「税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識や中小企業者に対する支援」とあります。「税務」に関する支援は書面添付、「金融」の支援はMIS、そして「企業の財務」に関する支援については、財務経営力を強化する自計化——つまり、第3ステージの運動方針とすべて合致していることがお分かりいただけることでしょう。税務・金融・財務の三つの領域すべてに関わることができる専門家は税理士だけです。税務業務は税理士の独占業務なのです。すなわち、第3ステージ運動方針に税理士として専念することが、認定支援機関としての役割発揮に直結するのです。ここをしっかりと念頭に置き、第3ステージ運動方針の着実な実践に努めてください。

「公共への貢献」は職業会計人が発展するための普遍的な条件

最後に、AICPAの専務理事・副会長を務められたジョン・L・ケアリー氏が1946年に書かれた著書『会計士の職業倫理』と、アメリカのジャーナリスト、マイク・ブルースター氏の著書『会計破綻』（友岡賛監訳、税務経理協会、2004年）の記述をご紹介します。

VI 経営助言 経営革新等支援機関(認定支援機関)による業務



中小企業等の経営強化に関する基本方針

(平成十七年五月二日)
(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号)
(改正 令和元年七月十二日同告示第二号)

第6 経営革新及び異分野連携新事業分野開拓並びに経営力向上の支援体制の整備

1 経営革新等支援業務の内容に関する事項

中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業を支援するため、経営革新等支援業務を実施するに当たっては、**税務**、**金融**及び**企業の財務**に関する専門的な知識や中小企業者に対する支援に関し、経営革新等支援業務に係る一年以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

一(省略)

二 調査・分析の結果等に基づく中小企業の経営革新のための事業若しくは異分野連携新事業分野開拓に係る事業又は中小企業者等の経営力向上に係る事業の計画(経営改善計画、資金計画、マーケティング戦略計画等)の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに経営力向上に係る事業の計画に基づく取組の促進

三(省略)

税務

→書面添付

金融

→MIS

企業の財務

→自計化

これらは
第3ステージ
運動方針そのもの

継続MASを
活用しよう!

**TKC会員にとっての経営助言業務とは、第3ステージ運動方針そのものである。
これまで通りこの運動に専念し、専門性の高い支援を行うことが求められる。**

©TKC全国会 2021

公共の利益を守るためには、職業専門家が必要であると社会の人々が確信すれば、そのような公共に貢献する職業専門家には発展の機会が与えられる。この真実は、他の職業専門家よりも会計プロフェッションへの適応において一層明確である。

(John L. Carey, *Professional ethics of public accounting*, American Institute of Accountants, 1946, pp. 1-2)

成功を収めたのは、同時代の多くの事務所のなかでも抜きんでて公共心に溢れた (public minded) 経営陣の導く事務所だった。戦争、金融パニック、大恐慌などの危機の時代、公共の福祉 (public welfare) にコミットした会計事務所は、重大な仕事を与えられるという報いを得た。

(Mike Brewster, *Unaccountable: How the Accounting Profession Forfeited a Public Trust*, Wiley, 2003, pp. 62-63)

書かれた年代は異なるものの、いずれも、公のために職業会計人の社会的使命を全うし、その役割を発揮し、「社会の納得」を得られれば、職業会計人は発展できる——と説かれています。つまり、どんな時代にあっても、公への奉仕、公共への貢献は、職業会計人発展の普遍的な条件といえます。これはまさに、TKC全国会の基本理念「自利利他」の実践そのものです。いま、我々税理士は覚悟が試されています。第3ステージ運動方針を愚直に実践して、公共心にあふれた中小企業支援に全力を注ぎ、税理士の未来を力強く切り拓いてまいりましょう! ■

認定支援機関の役割の拡充に会計事務所はどう向き合うか

関与先に中小企業施策をお知らせしましょう！(2)

T K C 全国会中小企業支援委員会委員長 増山英和

緊急事態宣言再発令（1月7日決定）に伴う支援措置の発表に続き、令和2年度第3次補正予算の成立（1月28日）、さらに緊急事態宣言の延長（2月2日決定）に伴い支援措置が拡充されるなど、中小企業の支援策が矢継ぎ早に公表されています。これらの施策一つ一つを把握することは、我々の関与先である中小企業にとっても、また多くの会計事務所にとっても至難の業と言えるでしょう。

幸いなことに、T K C 会員事務所においてはT K C 全国会と株式会社T K C による組織的な活動によってこれらの情報を収集・分析し、特に重要な施策についての情報を取得できるとともに、迅速なシステム対応による恩恵を得られる環境が整っています。関与先に対する経営支援に活用し、事務所への信頼を獲得しましょう。今月は前月号に引き続き、最新の主な中小企業施策をご紹介します。

直近の重要な施策（2月15日時点）

1. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対して、法人は60万円以内、個人事業者等は30万円以内の額が支給されます。申請には、認定経営革新等支援機関及び税理士等が登録する「事業確認機関」による事前確認が必要です。

2. 中小企業等事業再構築促進事業

自社の強みや経営資源（ヒト、モノ等）を活かし、経済産業省が今後示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等に対して、最大1億円を補助する目玉施策です。

3. 民間金融機関を通じた資金繰り支援

3月で終了予定の実質無利子・無担保

融資に代えて、経営改善等と早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、次の信用保証制度が創設されます。

(1) 金融機関の継続的な伴走支援を受けて経営改善等に取り組む場合に保証料の一部を補助する制度を創設

(2) 事業再生計画の実行に必要な資金を保証付融資で支援する「経営改善サポート保証」の据置期間を5年に延長した上で、保証料の一部を補助する制度に拡充

「事業確認機関」による事前確認は税理士の新たな証明業務

「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の申請において、税理士を始めとする認定支援機関等が「事業確認機関」として登録し、事業の実在性を確認する役割を担うことになりました。持続化給付金、家賃支援給付金と比べても、税理士に対する期待が高まっています。

事業確認のスキームにおいては、申請予定者に対して次の事項を事前確認することとされています（2月15日時点）。

① 申請者が事業を実施していること

② 給付対象等を正しく理解していること

その際、申請予定者が「日頃から事業

1. 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要

- 2021年1月に発令された緊急事態宣言※に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）」を給付いたします。なお、一時支援金の給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。

給付額 = 前年又は前々年の対象期間の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月

中小法人等	上限 60 万円	対象期間	1月～3月
個人事業者等	上限 30 万円	対象月	対象期間から 任意 に選択した月

給付対象について

ポイント1 緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響**を受けた事業者は対象となり得る。
(飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を示す**証拠書類の保存**が必要です。申請時に提出は不要ですが、求められた場合は提出してください。)

ポイント2 2019年比又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の**売上が50%以上減少**した事業者

- 注1：「飲食店時短営業又は外出自粛等の影響」とは、緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域（以下「宣言地域」という。）の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことを指します。
- 注2：給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。なお、店舗単位ではなく、事業者単位の給付となります。
- 注3：一方、宣言地域に所在する事業者であっても、給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。なお、宣言地域には、同緊急事態宣言が一度発令され、その後解除された地域も含まれます。
- 注4：飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛以外の理由であれば、売上が50%以上減少していても対象外です。
- 注5：都道府県から時短営業の要請に伴う協力金を受給している飲食店は、一時支援金と重複受給できません。

2019年及び2020年の両方の確定申告書が必要です。申請をご検討の方は適正な確定申告を行ってください。
なお、持続化給付金及び家賃支援給付金は課税対象ですので、受給された方は確定申告が必要になります。

※新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき令和3年1月7日に発出した「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」

状況を把握している会員・顧問先等の事業者」であれば、①を省略できるとされています。

「ドイツでは『持続化給付金』の申請手続きは、すべて税理士・会計士等に依頼して行うことになった（本誌2020年11

月号）」に見られる通り、ドイツでは税理士が社会から圧倒的な信用力を獲得しています。税理士の新たな証明業務とし

4. 一時支援金の事業確認（「事業確認通知(番号)」発行）スキーム

- 一時支援金を誤って受給してしまうことを防ぐため、申請予定者が、①事業を実施しているのか、や②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前確認します。
- 2月中旬より、申請予定者の①②について**テレビ会議又は対面で事前確認する「事業確認機関」を募集**します（次ページ参照）。
※なお、同機関は、**日頃から事業状況を把握している会員・顧問先等の事業者について、①を省略し、②のみを電話で確認**することができます。その場合は、事後的に会員契約・顧問契約等を確認させていただく場合があります。
- 申請予定の事業者は、申請前に、事業確認機関で、①②の確認を受けて、事業確認通知（番号）の発行を受けてください。

2月下旬 事前の事業確認の受付開始

- 確認手順**
1. 緊急事態宣言の影響の確認に必要な書類（下記記載）を準備
 2. 全国各地に指定する事業確認機関（2月下旬に事業確認機関の一覧を公開予定）の予約
 3. 同機関にて、事業の実施状況や宣誓・同意状況等の確認を受けて「事業確認通知(番号)」を受理

- 書類**
- ①事業実施 : 2019年及び2020年の確定申告書、
2019年から2021年対象月までの毎月の売上台帳、帳票類及び通帳等
本人確認書類（個人事業者）や登記事項証明書（中小法人）等
 - ②給付対象の理解 : 宣誓・同意書（2月中旬に所定の様式を公表予定）
※電話での確認を行う場合は、お手元にご準備ください。

※なお、事業確認機関は、日頃から事業状況を把握している会員・顧問先等の事業者について、①を省略し、②のみを電話で確認することができます。その場合は、事後的に会員契約・顧問契約等を確認させていただく場合があります。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/pdf/summary.pdf)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

■中小企業等事業再構築促進事業リーフレット

飲食業

喫茶店経営

⇒飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

⇒オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

⇒店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

⇒新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

⇒衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

⇒新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

⇒室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

⇒一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

⇒半導体製造装置の技術に応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

⇒新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

⇒ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

⇒百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

⇒和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

⇒自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

⇒映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GBizIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。⇒ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kanan.htm>



詳細はこちら
(経済産業省HP)



(https://www.meti.go.jp/covid-19/kinkyu_shien/pdf/leaflet.pdf)

※2月15日現在、当事業の詳細は未定とされています。

公表され次第、ProFIT EXPRESS、「新型コロナウイルス経営支援情報・資金繰り対策コーナー」「戦略経営者メニュー」「戦略経営者」等でご案内します。

て適正な申請手続きを支援し、我が国においても「職業会計人の職域防衛・運命打開」を目指しましょう！

中小企業等事業再構築促進事業について

前月号でご案内後、他の士業、コンサルティンク会社、一部の金融機関から関与先への提案活動が活発化しているという報告が相次いでいます。中小企業庁も、中小企業の業績向上を目的とせず、提供

するサービスと乖離した高額な成功報酬を請求する悪質な業者に注意するよう案内しています。我々は次の3点を理解しておく必要があると思われます。

1. 事業の成果は「付加価値額」の増加「付加価値額」は、営業利益、人件費、減価償却費を足した金額を指します。日頃から財務状況を正確に管理できていなければ申請はできない上、申請後も、事業計画に沿って進捗しているかを把握しつつ事務局に報告することが求められま

す。このアフターフォローは会計事務所以外には容易ではないでしょう。

2. 新たなビジネスモデルの収益性

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編の具体的なものとして、リーフレットに業種別の活用イメージが示されています。事業計画を策定する際には、新たなビジネスモデルが成り立つのか、収益性をシミュレーションすることが必要です。そこで重要となるのが「限界利益」です。変動損益計算書を活用することで、経営者は冷静な判断による事業計画の策定が可能となります。

3. 自社の強みや経営資源を活かしたビジネスモデル

まったくの新規創業と異なり、自社の強みや経営資源を活かした事業の検討が求められます。ここでは、部門別業績管理を実践してきた企業が有利となります。会計事務所が関与先の定量的な自社分析を支援できれば、経営者の戦略の幅と事業計画の実効性が格段に広がります。

以上のように、存続と再発展を目指す中小企業に「中小企業等事業再構築促進事業」を活用するには、会計事務所の支援が欠かせません。自信をもって早期に情報提供してまいります。

京

都・祇園祭のハイライトは、山鉦巡行だ。中でも京都市役所前の河原町御池交差点で山鉦の方向転換を行う「辻回し」は見どころの一つ。道路に青竹を敷き、滑りやすいように水をまく大事な仕事を担っているのが京都信用金庫の職員だ。

この交差点の一角に昨年11月、一風変わったビルがオープンした。コワーキングスペースやイベントスペース、カフェ&バー、そして京都信金河原町支店が入る複合施設「QUESTION」である。

運営の理念は「寄つてたかつて」持ち込まれたさまざまな課題を組織、個人が総掛かりで解決するネットワークのハブ機能を目指す。言わば「課題解決タワー」だ。

京都信金を含むコアパートナー4社が運営し、別のパートナー4社が専門領域をサポート、200社が課題解決の協力パートナーを務める。会員は課題を投げ込んだり、起業に際し、同施設を登記上の所在地とすることもできる。投げ込まれた課題は、原則48時間以内の回答を目指す。

1階のエントランスをくぐると、カフェ&バー「awabar」が目飛び込んでくる。起業家が集う場所として知られ、東京・六本木、

ネットワーク集合知で課題解決 ◀... 地域金融の未来

共同通信社編集委員
橋本卓典

福岡・天神に続く3店舗目の出店だ。京都店では、京都芸術大学の学生が設立した会社が運営している。1階には、新商品やサービスを紹介できるスペースが広がり、奥にはATMと全自動貸金庫がある。2、3階はグループ、個人会員の利用スペースだ。共同作業や一人で集中して作業するスペースが用意されている。オンライン会議専用室、シャワールームも併設する。4階は70人の収容が可能なイベントスペースだ。8段の大階段に腰掛けて、セミナーを聴講できる。窓からは辻回しを行う交差点のパノラマが眼下に広がる。

5階はNPO法人グローバル人材開発センターが運営・管理する学生のためのスペース。登録した学生が無料で利用することができる。企業や行政とつながりを持ち、地元での就職や起業への意欲を高めたり、挑戦のきっかけをつかむ場だ。

6階は空中店舗として移転した河原町支店が構え、リラックスして相談できるソファなどを配置。7階は、多目的の用途に対応する130人収容可能の大ホールだ。

8階は、調理場と飲食スペース。10メートルの

キッチン台、コンロ、冷蔵庫などを備え、100人が同時に利用できる。京都信金も内定式後、内定者と神田隆之理事長がカレーづくりで親睦を深めた。調理と食事を共にしコミュニケーションを育むのが狙いだ。

新型コロナウイルス感染症は、未来の不確実性を突き付けた。組織内だけの知性では、想定外の問題には対応できない。組織外に分散する知性をネットワークで集め、集合知として結集し、経営に反映させるのがオープンイノベーションの戦略経営だ。米航空宇宙局(NASA)も全世界を「NASAの研究所」として認識を改め、世界中の英知を結集して、宇宙開発の難問に取り組んでいる。

地域のネットワーク集合知のハブ機能を担うのが地域金融機関の一つの道だとすれば、発話を促し、知性を交流させる場づくり、集合知として昇華させるマネジメントが経営の仕事だろう。



はしもと・たくのり

1975年東京都生まれ。慶応義塾大学法学部政治学科卒業。2006年共同通信社入社。経済部記者として流通、証券、大手銀行、金融庁を担当。2年間の広島支局勤務を経て、2015年から2度目の金融庁を担当、2020年から編集委員。著書に『捨てられる銀行』、『捨てられる銀行4 消えた銀行員 地域金融変革運動体』(講談社現代新書)など。

「TKC方式の書面添付」を標準業務として定着させ、 税理士の未来を切り拓こう！

TKC全国会書面添付推進委員会委員長 濱田秀文

「TKC方式の書面添付」を 実践して「社会の納得」を得る

コロナ禍の緊急経済対策において、持続化給付金や家賃支援給付金等の申請書類として確定申告書と法人事業概況説明書（税務関係書類）等が必要とされました。坂本孝司TKC全国会会長は各種政策に税理士・税務関係書類を活用することは次の三つの強制力が働くことから国民（社会）からの理解・納得が得られやすいと説かれています。

- ①公法である租税法の罰則
- ②業法である税理士法による懲戒処分等
- ③税務当局の調査等による二次的な強制力

また、坂本会長は米国公認会計士協会（AICPA）の専務理

事を務めたJ・L・ケアリー氏の書籍『The CPA Plans For The Future』を引用され、職業会計人の勝ち残る条件の一つとして、私たちが取り組んでいる業務が「社会の納得」を得なければならぬ、と解説されています。この、社会からの納得を得られるようになるための運動が、まさにTKC全国会第3ステージ運動方針であり、その一つに「TKC方式の書面添付」推進が掲げられているのです。

書面添付実践事務所数と 実践件数のさらなる増大が必要

財務省が公表した令和元事務年度「国税庁実績評価書」では国内の税務代理による法人税申告件数のうち、書面添付割合は

9.7%でした。また、令和2年12月末時点の「TKC方式の書面添付（法人税）」実践件数は4927事務所、13万2034件でした。前年から30事務所、3596件増加していますが、企業経営者に書面添付のことをどれだけ認識いただいているでしょうか。多くの方々に認識され、税理士が実践する書面添付の価値を理解いただくにはまだまだ書面添付実践件数を増大させる必要があると考えます。

具体的には、書面添付割合が、一般的な市場認知シェアとされる「10・9%」を達成する必要があります。この数値を基に、TKC全国会では本年末までの「TKC方式の書面添付（法人税）」実践件数目標として、15万6000件を掲げています。

「書面添付シンポジウム」で 書面添付への理解を促そう！

昨年は書面添付シンポジウムの全国的な開催を断念しましたが、今年は最新テクノロジーを駆使して、Web形式での開催を企画しています。

特に今回は、国税局や金融機関の方々の講演に加えて、経営者の方から、書面添付によって得られた効果や税理士への期待について講演いただく予定です。すでに書面添付を実践している会員・職員の皆さまだけでなく、これから取り組みようとしている方々もぜひご参加ください。もちろん金融機関の方々のご参加もお待ちしております。

金融機関にも書面添付に対する理解が深まり、書面添付によって金利が優遇される融資商品も年々増えています。今こそTKC会員事務所は書面添付を標準業務として定着させ、税理士の輝かしい未来を共に切り拓いてまいりましょう！

TKC会員事務所の書面添付実践状況の推移

TKC会員は、「TKC方式の書面添付」を推進しています。「TKC方式の書面添付」（法人税・所得税）とは、TKC財務会計システムを利用し、巡回監査を前提として、「税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面」を作成し、TKC決算申告システムとTKC電子申告システムを利用していること——をいいます。

法人税

年度	H25年度 (H25.4~H26.3)	H26年度 (H26.4~H27.3)	H27年度 (H27.4~H28.3)	H28年度 (H28.4~H29.3)	H29年度 (H29.4~H30.3)	H30年度 (H30.4~H31.3)	R1年度 (H31.4~R2.3)
① 申告件数	2,771千件	2,794千件	2,825千件	2,860千件	2,896千件	2,929千件	2,949千件
② ①の内、税理士関与件数	2,435千件	2,461千件	2,497千件	2,536千件	2,573千件	2,609千件	2,613千件
③ ②の内、書面添付件数	198千件	207千件	215千件	224千件	234千件	246千件	254千件
④ 書面添付割合(③/②)	8.1%	8.4%	8.6%	8.8%	9.1%	9.5%	9.7%
⑤ ③の内、意見聴取が行われた割合	3.1%	2.9%	2.7%	2.7%	2.6%	2.4%	1.6%
⑥ 実地調査省略割合	53.9%	53.5%	54.3%	54.6%	52.7%	51.8%	48.0%
⑦ 書面添付中調査移行割合 ⑤×(1-⑥)	1.4%	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	0.8%
⑧ TKC会員の実践件数	103,888件	107,686件	111,618件	114,427件	118,357件	124,718件	130,047件
⑨ TKC会員の割合(⑧/③)	52.5%	52.1%	51.9%	51.0%	50.4%	50.5%	51.2%

(TKC全国会事務局が開示請求した国税庁行政文書をもとに作成)

令和元事務年度 国税局別書面添付割合

全国	東京	大阪	名古屋	関東信越	広島	仙台	福岡	札幌	熊本	高松	金沢	沖縄
9.7%	7.3%	10.1%	10.1%	11.8%	17.0%	14.4%	7.4%	8.2%	9.5%	7.7%	9.9%	12.1%

(TKC全国会事務局が開示請求した国税庁行政文書をもとに作成)

所得税

年度	H25年度 (H26.2~3)	H26年度 (H27.2~3)	H27年度 (H28.2~3)	H28年度 (H29.2~3)	H29年度 (H30.2~3)	H30年度 (H31.2~3)	R1年度 (R2.2~3)
TKC会員の実践件数	18,212件	18,586件	19,641件	20,858件	21,777件	22,893件	23,443件

(令和2年12月末時点のTKC会員事務所による実践報告をもとに作成)

相続税

相続開始年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年・R1年	R2年
TKC会員の実践件数	4,629件	5,168件	5,518件	5,667件	5,554件	1,716件

(令和2年12月末時点のTKC会員事務所による実践報告をもとに作成)

迅速な業績把握と情報開示で 会計データの信用力向上を実現

人材ビジネス業界において、環境分野に特化した人材派遣、人材紹介で異彩を放つグレイス。SDGsへの関心の高まりを背景に、顧客はメーカーや商社、シンクタンクなどにも広がり、環境産業にとどまらない。安井悦子社長と小川二美代専務、そしてマッチングディレクターの渡邊功部長と副島正雄顧問税理士を交え、会計の経営への生かし方などを聞いた。

環境分野に精通するMDが一気通貫でマッチングを支援

—— 昨年、創業25年を迎えられました。会社の生い立ちは？

安井 創業前は、ある人材派遣会社の立ち上げに関与し、常務取締役になっていた。その後独立し、同僚だった小川（現グレイス専務）と共にグレイスを設立。当初は一般的な人材派遣ビジネスを展開していました。転機になったのは、会社設立後に行われた労働者派遣法の改正です。市場調査・分析等に携わる研究職への派遣業務が解禁され、環境分野の専門人材派遣、紹介に特化するきっかけになりました。

—— 環境分野に着目されたのはなぜですか。

安井 前職時代、大気や水質、土壌について調査分析できる人材を紹介してほしいと顧客からよく相談され



左から副島正雄顧問税理士、安井悦子社長、小川二美代専務、渡邊功・人材ソリューション事業部部長

株式会社グレイス

設立 1995年12月
所在地 東京都千代田区麹町5-4セタニビル
売上高 4億円（2020年3月期）
社員数 17名



顧問税理士 副島正雄 税理士法人アクア

東京都新宿区下落合
1-4-18彰文ビル1F



ていました。研究職の派遣は当時認められていなかったものの、人材を集める努力をしてみたところ、結婚を機に退職した女性を中心に予想を上回る反響があったんです。そこで「環境分野はビジネスチャンスになる」と確信しました。私自身、川崎市の工業地帯で生まれ育ち、公害問題を身近に感じていたことも少なからず影響したと思います。

—— 足元の引き合い状況を教えてください。

渡邊 従来は環境規制の適合判断に関する調査を行う人材の依頼が中心でした。しかし現在では企業の社会的責任が問われるなか、持続可能な開発目標であるSDGsや、ESG領域のコンサルティング人材へのニーズが高まっています。また気候変動対策として、津波や河川の氾濫等の自然災害による被害のシミュレーションを元に、政策や町づくりのアドバイスをする人材といった求人案件もあります。当社では環境ビジネスに精通する「マッチングディレクター」(MD) が企業さまと求職者さまの橋渡しを行っているのも特徴です。

小川 多くの人材派遣会社では、企業側と求職者側で異なるスタッフが対応する場合がありますが、1

人のMDが双方を担当することで、両者のニーズと特性をふまえた最適なマッチングにつながっています。

MDは当社独自の社内資格で、本社と関西支社に計8名のMDが在籍しており、お客さまの要望を的確に把握して信頼いただけるよう、環境ビジネスと転職・採用市場に関する専門性を身につけている点が強みといえます。MDの役割は営業兼コーディネーターというと、わかりやすいかも知れません。

——社員の方の働き方は変わりましたか。

安井 執務室にある大型モニターで在宅勤務中の社員といつでも会話できるようなしました。外線の着信音や執務室内の会話なども在宅勤務中の社員に聞こえるようにして、できるだけオフィスに近い雰囲気づくりに努めています。勤務中の様子がわかる方が声をかけやすいと社員から

好評です。

また当社では、実質週休3日も可能になる年間40日の特別有給休暇制度があり、MDを対象に導入しています。セルフマネジメント能力の向上だけでなく、当社への就職希望者数が以前より3倍になるなど、プラスの効果もありました。

決算書の信頼性を高めたMISと書面添付の実践

——『FX2』を長年利用されている



(上)サステナビリティ人材の育成事業が評価され「エコプロアワード環境大臣賞」を昨年受賞した(中)執務室にあるモニターで在宅勤務中の社員と会話できる(下)SDGsへの取り組みをまとめた「グレイスSDGsレポート2020」

と聞きました。

安井 かれこれ15年以上利用しています。当社でパソコンを導入した時期は早く、設立当初から各社員に配備していました。ただ、『FX2』利用前は伝票を手書きで起票していたため、経理業務が大変だったのを覚えています。

副島 いわゆる3枚伝票の時代ですね。『FX2』の利用をお勧めしたのは、私が税理士事務所を開業してまもない2004年です。自計化を最

初に提案したのがグレイスさまでした。経理担当者を置くなど経理体制がしっかり確立されており、システムへスムーズに移行できました。

——在宅勤務されているとのことですが、日ごろの仕入力はどうなのでしょう？

小川 経理担当者が入社時に入力するようにしています。入社する頻度は月に2〜3回くらい。金融機関等から取引明細データを受信できる「銀行信販データ受信機能」を最近活用しはじめ、仕訳入力がいっそう楽になったと聞いています。

——業績も出社時に確認されているのでしょうか。

安井 自宅からオフィスのパソコンにアクセスできる環境になっていて、〈変動損益計算書〉画面を開き、随時確認しています。ふだん主にチェックしているのは、売上高と利益額の大まかな推移と前年同月比の実績な

※「書面添付制度」とは

税理士が申告書作成にあたり次のような項目について、添付書面に記載します。

- ①関与先にどのような資料、帳簿類が備え付けてあり、どの帳簿類を基に計算し、整理し、申告書を作成したか。
- ②今期大きく増減した科目の原因及び理由。
- ③関与先からどのような税務に関する相談を受け、回答したか。
- ④税理士として関与先の申告書内容について、どのような所見を持っているのか。

書面添付をすると、調査対象となる前に、税理士に記載内容についての意見を求められることがあります。これを「意見聴取」と言います。この意見聴取で疑問点が全て解決できれば、調査省略となります。また、調査に移行したとしても、既に調査を行うテーマが分かっており短時間で終了するのが殆どであり、税理士・関与先ともに負担が軽減されます。

日本税理士会連合会「書面添付制度をご存じですか？」より引用

ど。例えば売り上げが伸びているのに予想ほど利益が計上されていないとき、過去に入力した仕訳までさかのぼると前払い費用が発生していたり、原因を明確に把握できる場所がいいですね。

現在の収益構造を分析すると、人材派遣よりも人材紹介部門の方が利益を生んでいます。人材派遣業のみを営んでいたころは、取引先さまから入金がある前に、派遣スタッフへ給与を支払う必要があったため資金繰りが大変でした。そのため、副島先生から紹介された「TKC戦略経営者ローン」を活用し、運転資金を調達したりしていました。金融機関に対する業績開示はコンスタントに続けています。

——どんな方法で開示されているの



理系・環境系学生の就職支援サイト「エコリク新卒エージェント」

でしよう。

小川 「TKCモニタリング情報サービス」(MIS)を活用して、5

行の金融機関に決算データを送信しています。以前のようにコピーした決算書を持ち、金融機関の支店を訪問する必要がなくなりました。金融機関から評価されていると感じるのは、電子申告時と同じ真正なデータをタイムリーに送信できる点です。時節柄、対面で面談する必要がなくなるのも、感染予防の観点から安心感があります。

また、金融機関に融資を申し込む際、TKCシステムとMISを活用している点が評価され、低金利で借り入れることができます。これも経営全般をサポートいただいている副島先生のおかげです。

副島 MISが提供されたとき、提案先として真っ先に頭に思い浮かんだのがグレイスさまでした。自計化に加えて書面添付も長年実践され、決算書の信頼性をさらに高められています。

——書面添付のメリットは感じられていますか。

安井 設立当初、税務調査が頻繁にあり、対応に追われた時期がありました。ただ近年、税務調査は久しく受けていません。副島先生に税務署から事前に連絡が入り、意見聴取の結果、税務調査が省略されたケースもあったと聞いています。

——現在の月次巡回監査のスタイル

は？

小川 税理士法人アクアの監査担当の方が毎月来社され、仕訳のチェックを受けた後、直近の業績について報告を受けています。そして決算申告時には、副島先生と綿密に打ち合わせを行っています。

今後取り組むべき課題として考えているのは、人材派遣の業務システムと会計システムとの連携です。業務システムから売り上げデータを自動的に連携できれば、業務効率をいっそう向上できるのではと期待しています。

——抱負をお聞かせください。

安井 人材派遣業務からスタートし、専門人材の紹介や新卒学生の採用支援まで、人材サービスをこれまで多角的に展開してきました。労働人口の減少や雇用形態の変化が見込まれるなか、デジタル技術を活用した業務効率化や外国人材の登用など、人材ビジネスを取り巻く環境は激変しています。

一方、コロナ禍にあつても大半の業務をオンラインに切り替え、滞りなく実施できたのは大きな収穫でした。今後も特別有給休暇制度をはじめ多様な働き方にチャレンジし、得られた知見をお客さまに提供していきたいと考えています。

金融機関と会計事務所が どのように連携しているのか？

TKC会員事務所との連携が進んでいる 金融機関にインタビュー

5つの金融機関へインタビューを実施し、各地域の具体的な連携事例や会計事務所への期待の声などを語っていただきました。ぜひご覧ください。
下記QRコードから視聴できます！

NEW!

金融機関インタビュー

金融機関と会計事務所が
どのように連携しているのか？



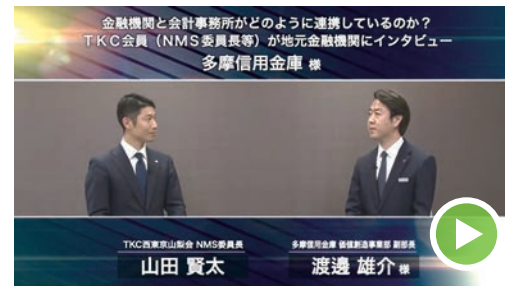
インタビュー動画を配信中！

中京銀行 様 (愛知県)



(再生時間：
約14分)

多摩信用金庫 様 (東京都)



(再生時間：
約14分)

おかやま信用金庫 様 (岡山県)



(再生時間：
約10分)

島田掛川信用金庫 様 (静岡県)



(再生時間：
約33分)

東邦銀行 様 (福島県)



(再生時間：
約15分)

TKCモニタリング情報サービス
の関連動画はこちらから

<https://www.tkc.jp/fx/bank/movie/>

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和3年2月26日現在

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス	
【政府系金融機関】					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	40,607	-
2	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	5,813	1,206
【都市銀行】					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	4,348	754
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	3,898	436
3	みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	2,366	286
4	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	2,324	259
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,763	270
【地方銀行・第二地方銀行】 (上位50行)					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3,624	881
2	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	2,803	209
3	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2,754	399
4	中国銀行	岡山県	平成28年12月	2,633	312
5	足利銀行	栃木県	平成28年10月	2,575	347
6	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2,366	291
7	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2,212	195
8	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2,194	354
9	広島銀行	広島県	平成28年11月	2,186	269
10	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2,082	328
11	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1,903	262
12	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1,872	194
13	京都銀行	京都府	平成30年 7月	1,871	221
14	第四北越銀行	新潟県	平成29年 7月	1,849	299
15	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1,684	204
16	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1,629	213
17	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1,598	227
18	北國銀行	石川県	平成28年11月	1,581	216
19	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1,539	226
20	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1,505	168
21	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1,503	120
22	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1,498	179
23	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1,447	199
24	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1,376	133
25	七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1,376	306
26	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1,364	151
27	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1,312	193
28	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1,278	94
29	百五銀行	三重県	平成28年10月	1,263	181
30	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1,215	108
31	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1,198	169
32	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1,187	147
33	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1,139	140
34	山口銀行	山口県	平成28年11月	1,105	168
35	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1,091	75
36	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1,090	125
37	愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1,076	167
38	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1,052	337
39	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1,045	130
40	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	1,011	89
41	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	1,002	92
42	百十四銀行	香川県	平成28年12月	994	115
43	もみじ銀行	広島県	平成28年11月	989	110
44	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	971	99
45	東和銀行	群馬県	平成28年10月	959	146
46	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	943	127
47	肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	901	73
48	山形銀行	山形県	平成29年 8月	889	186
49	長野銀行	長野県	平成30年12月	865	134
50	紀陽銀行	和歌山県	令和元年 5月	861	89
上記以外の地銀・第二地銀 計				26,219	3,940

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
【信用金庫】(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静 岡 県	平成29年 1月	1,993	494
2 多摩信用金庫	東 京 都	平成29年 8月	1,613	214
3 京都信用金庫	京 都 府	平成28年11月	1,499	277
4 埼玉縣信用金庫	埼 玉 県	平成30年12月	1,437	181
5 しずおか焼津信用金庫	静 岡 県	平成29年 6月	1,197	435
6 京都中央信用金庫	京 都 府	平成29年 1月	1,073	141
7 西武信用金庫	東 京 都	平成28年12月	1,072	163
8 大阪シティ信用金庫	大 阪 府	平成30年 5月	1,038	70
9 広島信用金庫	広 島 県	平成30年 6月	1,023	65
10 岐阜信用金庫	岐 阜 県	平成28年10月	1,009	100
11 城北信用金庫	東 京 都	平成30年 5月	994	136
12 巣鴨信用金庫	東 京 都	平成29年 5月	968	148
13 島田掛川信用金庫	静 岡 県	平成30年11月	946	327
14 北海道信用金庫	北 海 道	平成29年 3月	934	57
15 横浜信用金庫	神 奈 川 県	平成29年12月	879	47
16 東京東信用金庫	東 京 都	平成29年 1月	847	93
17 朝日信用金庫	東 京 都	平成28年10月	841	80
18 飯能信用金庫	埼 玉 県	平成29年 6月	832	120
19 おかやま信用金庫	岡 山 県	平成29年 9月	802	124
20 川崎信用金庫	神 奈 川 県	平成29年11月	765	40
21 帯広信用金庫	北 海 道	平成29年 1月	753	52
22 岡崎信用金庫	愛 知 県	平成28年10月	730	123
23 尼崎信用金庫	兵 庫 県	令和 2年 2月	720	67
24 城南信用金庫	東 京 都	平成30年 2月	670	55
25 碧海信用金庫	愛 知 県	平成30年 7月	659	110
26 鹿児島相互信用金庫	鹿 児 島 県	平成30年 9月	654	95
27 青梅信用金庫	東 京 都	平成28年12月	643	65
28 三島信用金庫	静 岡 県	平成29年 3月	618	136
29 北おおさか信用金庫	大 阪 府	平成31年 1月	618	71
30 瀬戸信用金庫	愛 知 県	平成29年 2月	605	68
上記以外の信用金庫 計			37,459	5,782

【信用組合】(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	703	226
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	588	60
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	311	24
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	297	45
5 新潟縣信用組合	新潟県	平成30年11月	274	44
上記以外の信用組合 計			5,278	869

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	2,779	100
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	2,086	288
3 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	1,817	600
4 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	1,306	117
5 名古屋市信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	971	114
上記以外の信用保証協会 計			9,496	1,741

■ 金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関 利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	65,274	6,086
2 地銀・第二地銀	100	99	102,679	14,137
3 信用金庫	254	245	66,200	10,006
4 信用組合	130	64	7,451	1,268
5 信用保証協会	51	34	18,455	2,960
6 その他	-	8	214	58
7 合計	545	460	260,273	34,515

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(460機関)

令和3年2月26日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫
岩手県信用保証協会

■ 宮城県

宮城銀行
七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合
山形第一信用組合

■ 福島県

東邦銀行

福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
みまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
足野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
千葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫

青梅信用金庫
多摩信用金庫
文化産業信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
佐野信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟県信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
糸魚川信用組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北国銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会

長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
富士掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
池田泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫

北おおさか信用金庫
枚方信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
古備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合

香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川之江信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三菱信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.37

発行日 令和3年3月30日

発行所 株式会社 **TKC** SCG営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNBビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・酒井・東城